第１４号議案

町田市公告式条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成２５年(2013年)２月２５日

提出者　町田市長　石　阪　丈　一

町田市公告式条例の一部を改正する条例

町田市公告式条例（昭和３３年２月町田市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「第１６条」を「第１６条第４項及び第５項」に、「基く」を「基づく」に改める。

第２条第２項中「支所」を「市民センター（町田市地域センター条例（昭和５７年９月町田市条例第３７号）第２条第１項に規定するセンターをいう。）」に、「行なう」を「行う」に改める。

第４条第１項中「公布若しくは」を削り、「おさなければ」を「押さなければ」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条第２項の改正規定（「行なう」を「行う」に改める部分を除く。）は、平成２５年４月１日から施行する。

町田市公告式条例新旧対照表

＿部分は改正部分

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| (目的)<br>第 1 条　地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 16 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。<br>(条例の公布)<br>第 2 条　略<br>2　条例の公布は、市役所及び市民センター(町田市地域センター条例(昭和 57 年 9 月町田市条例第 37 号)第 2 条第 1 項に規定するセンターをいう。)前の掲示場に掲示してこれを行う。<br>(規程の公表)<br>第 4 条　規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。<br>2　略 | (この条例の目的)<br>第 1 条　地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 16 条の規定に基く公告式は、この条例の定めるところによる。<br>(条例の公布)<br>第 2 条　略<br>2　条例の公布は、市役所及び支所前の掲示場に掲示してこれを行なう。<br>(規程の公表)<br>第 4 条　規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印をおさなければならない。<br>2　略 |